(2)　 行政財産使用許可の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 和泉総合高等学校 | 住居表示案内板の設置に係る行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）において、使用許可の期間は５年を限度とすべきところ、使用許可の期間満了日を「新たに住居表示に関する法律が施行される日」としていたため、５年を超えて使用させているものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用目的 | 許可期間 | 許可数量 | 使用料（年） | 減免率 |
| 住居表示案内板 | 平成21年４月６日～新たに住居表示に関する法律が施行される日 | 1ケ所 | ０円 | 10/10 |

 | 【是正を求めるもの】速やかに適正な使用許可に改められたい。今後は、行政財産使用許可の事務について、関係法令、通知等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産規則】第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。５　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。第23条　行政財産の使用許可の期間は、１年以内とする。ただし、電柱、標柱又は水道管等の地下埋設物を設置するため使用させるとき、その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。【公有財産管理事務の一部改正について】（昭和60年３月７日付け管財第646号総務部長通知）４　昭和47年３月１日付け管財第467号により通知した「行政財産の目的外使用の許可について」の「２　使用許可の期間」を次のように改める。(1)　使用を許可する期間は、１年以内を原則とすること。ただし、使用目的からして１年以内とすることが著しく実情にそわない次に掲げる場合については、５年を限度として、その必要の程度に応じた期間を定めることができる。ウ　規則第22条第５号関係看板、掲示板、標識、地下埋設物（下水道管等）、公共用水路、道路、郵便局　 |

 | 当該使用許可の許可期間については、和泉市に対し達文書により許可期間の是正を行った。今後は、行政財産使用許可の事務について、関係法令、通知等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行う。 |